



大分労発基 0826 第 2 号
令和 3 年 8 月 26 日

大分地方最低賃金審議会

会 長 清 水 立 茂 殿

大 分 労 働 局 長

中 山 晶 彦

特定最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 大分県鉄鋼業最低賃金
- 2 大分県非鉄金属製造業最低賃金
- 3 大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 4 大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- 5 大分県自動車（新車）小売業最低賃金